

環境社会配慮助言委員会

第151回 全体会合

日時 2023年8月7日（月）13:58～15:52

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)
	東京サステイナビリティフォーラム フェロー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小林 謙一	地球環境部 防災グループ 防災第二チーム 課長
大平 崇之	地球環境部 防災グループ 防災第二チーム
吉田 啓史	南アジア部 南アジア第四課 企画役

開会13:58

○小島 こちらJICA本部にいます、審査部の小島です。本日も助言委員会全体会合にお集まりいただきまして、ありがとうございます。冒頭、私のほうからいつもの注意事項を何点か述べたいと思います。

一律ミュートさせていただいてますので、ご発言される際はご自分でミュートを外してご発言いただければと思います。

逐語議事録を作っている関係で、発言の際はお名乗りいただいた後、ご発言いただくようお願いいたします。ご発言いただく際に、質問なのかコメントなのかというのを明確にさせていただくとありがたいです。質問の対象者がわかっている場合は、それを明確に行っていただくと回答者がすぐ対応できるのかなと思っております。ご発言終わる際には、以上ですというふうに言っていただけると次に移れるので、時間の節約になるかなと思います。

私たち本部にいて、リモート会議全てそうなのですが、発言が重複するとよくわからなくなってしまいますので、それをちょっとご注意いただければと思います。

以上がいつもの注意事項で、開始までもうしばらくお待ちいただければと思います。

○小島 改めまして、審査部の小島です。

時間になりましたので開始したいと思います。いつもの注意事項は先ほど述べましたので、マイクを委員長にお譲りして開会をしていただければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけど、音声入ってますか。

○小島 はい、小島です。聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

JICA環境社会配慮助言委員会第151回全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

既にお手元に議事次第、送られていると思います。本日は、私の承知している範囲では、石田委員、田辺委員、錦澤委員、山岡委員がご欠席で、その他の委員は全てオンラインで参加というふうに承っております。よろしくお願いします。

それでは、開会が終わりましたのでワーキンググループのスケジュール確認ということで、今画面に出ておりますけれども9月、10月です。日程の変更等については、速やかに遅くならない範囲で、事務局のほうにご連絡いただきたいと思いますけれども、何か重要な点でご指摘ありましたら承りますので、サインを送ってください。

事務局のほうはいかがでしょう。

○小島 事務局の小島です。

そうですね、調整はメールベースでやらせていただければと思いますので、日程の変更、やむなく欠席される場合、あるいはこれにはぜひ参加されたいというようなものがある場合は、連絡いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、今チャットで松本委員がご欠席ということでありましたので、改めて確認させていただきます。ほか何かございましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、日程についてはまた変更ありましたら、遅くならない範囲で速やかに事務局のほうにご連絡いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして案件概要説明に移ります。本日は1件ございまして、ニカラグア国の海岸災害に強い地域づくりのための防災投資促進プロジェクトでございます。準備整いましたらご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小林 はい、ではニカラグア案件について、説明をさせていただきます。私、JICA地球環境部防災グループの小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この案件のタイトルにありますとおり、この案件、海岸の災害、つまりは高潮、津波など、また、海岸浸食などから沿岸を守るために事前防災投資として、主には例えば防潮堤など、そういったものを先方政府が進めていくことができるようになるために、先方政府の能力向上を図るということを目的にして、資金協力ではなくて、技術協力プロジェクトとして技術移転を行うというプロジェクトとなっております。

次のページの目次ですが、ここに書いてありますとおり背景、概要、環境社会配慮の概要、助言対象、今後のスケジュールという形で、本日ご説明させていただきます。

次のページの背景のところ、少し文字が多いですけども簡単に申しますと、このニカラグアは国土としては中米最大の国土面積となっております、海岸も比較的長い距離があり、太平洋側352km、大西洋カリブ海側541kmと比較的長い海岸線を有している国となっております。これまでも何度か海岸における災害が発生しております。

しかし、この国では実際にハードとして対策されている堤防の事業が、二つの事例だけとなっております、事業実施の経験が比較的乏しいという背景がございます。こういった中で、この両方の海岸において、構造物対策を事前防災投資として推進していくために能力向上してもらいたいということで、要請が上がったものというものがこの案件の背景となっております。

次のページの事業の概要ですが、大きく4つの成果を設定しております。プロジェクト目標は記載のとおり、海岸災害対策を推進するための枠組みが構築されるということになっておりまして、4つの成果を設定しております。

一つ目は、国レベルの海岸保全基本戦略の案を作成するというものです。戦略ですので、国としてどのような方針で海岸の保全を進めていくのかという、基本的な考え方を整理するというものを戦略としてまとめます。

成果2では、海岸保全基本計画の作成支援としまして、具体的にどのエリアで、どの沿岸でどのような防護を行っていくのかというような計画を作っていくというものです。

成果2までは国全体の方向性ということで計画を作るものになっておりまして、成果3では、実際の海岸をパイロットとして選定しまして、そこにおける対策施設の計画を作っていくということになっております。ただし、具体的な対策施設の計画というものは概略レベル、コンセプトレベルとして設計していくということを想定しております。

成果4では、先方政府が実際に事業への予算を取得できるように、予算計画の策定を支援するなど、先方の自治体が独自で対策を推進できるようにするための後方支援をするという形で、成果4を定めております。繰り返しとなりますが、国レベルとして戦略計画を作るのが成果1、2です。パイロッ

トの市レベルでの施設計画、その実現に向けて予算ということで成果3、4を設定しております。

次のページですが、事業名は書かれているとおりです。スキームも、技術協力プロジェクト、先方の実施体制としても書かれている組織を対象に技術協力をやっていくという想定としております。

次のページで、地図がございしますが対象地域は左側にある太平洋側、右側、東側のカリブ海側が対象になっておりまして、パイロットのエリアとしては、このそれぞれから二か所ずつを選定していく予定となっておりますが、現段階ではどこを対象にしていくのかというパイロットの最終エリアは、まだ決まっている段階ではございません。

次のページは、現場の写真をイメージとしていくつか掲載しております。左上の写真にありますように、海岸近くまで住宅が建設されていたり、市街地が広がっているような場所もございます。上の真ん中側の写真にありますように、津波の被害があったという痕跡も残っているような箇所もございます。下の写真にありますように、護岸整備が限られてますけど、されているような箇所もあるというのがニカラグアの現状です。

次のページが本事業での成果品が書かれておりまして、ここは先ほど説明したものと繰り返しになりますが、戦略、国レベルの戦略、計画というのを作ると共に、成果品③でパイロット海岸における実際の施設計画を作っていくこととなります。これがコンセプトレベルで作っていきますということで、コンセプトレベルのイメージが少し図で書かれているようなイメージで、成果品を提供していくということを想定しております。

次のページ、環境社会配慮の概要ですが、本件がJICAの環境社会配慮ガイドラインのカテゴリ分類Aとして、今整理されております。一方で、このニカラグアの国におきましても環境影響評価法というものがありまして、その概要は記載のとおりとなっております。この案件で作っていく各種の計画が、このニカラグアのどのカテゴリに該当するのかわからないのはまだ決まっておらず、今後プロジェクトが本格開始した後に確認していくという予定となっております。

次のページがニカラグアの地図となりますが、保護区がどこにあるのかということで、緑色の図のカリブ海側のほうに保護区と指定されているエリアが比較的たくさんあるという状況となっております。また保護区の指定はされていないものの、このエリアではウミガメや渡り鳥の営巣地、サンゴやマングローブなども存在しているということで、計画策定においては留意が必要となっております。

次のページにいきます。

戦略的環境アセスメントを本案件の中では進めていくことを想定しており、成果1として想定する基本戦略、また成果、その後の計画づくりまでをこの戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて、調査を進めていく想定としております。想定される海岸対策の事業、何があるかというのは記載のとおりで、防潮堤、防波堤、離岸堤、突堤、内陸部のかさ上げなどといったものを、適宜提案と一緒に考えていくというようなことを想定しております。

想定される環境社会影響は二つありますが、一つ目として、カリブ海岸付近で施設計画の検討が行われる場合は、保護区に影響を及ぼす計画案が出される可能性があるというものです。

二つ目としてましては、このプロジェクトで策定される施設計画が実施される場合、実施というのは先方政府の予算によってという前提ですが、その場合、用地の取得、住民の移転、環境面での負の影響が生じる可能性があるということが想定されます。

次のページで助言対象、助言いただきたい対象として2段階を考えております。

第1段階としましては、海岸保全基本計画のスコーピング時点で、内容について助言をまずいただきたいと考えております。

第2段階としましては、パイロット対象地においての実際の施設のコンセプトレベルの計画や、対策計画を作った段階で助言をいただきたいと考えております。

最後に、スケジュールですが、ご助言をいただきたい2つのタイミングもここに書かせていただいております。現段階は2023年度の下半期あたりです。この案件が始まるのは2023年度の年度末を想定しております。24年度から開始されます。①、②ありますが、戦略と計画、この二つを作るという段階でワーキンググループ1回目、③と書かれてますが、実際のパイロットエリアを選定したうえで、そこにおける施設計画を作る段階でワーキンググループ2回目ということを想定させていただいております。

私からの説明は以上となります。どうぞご質問などありましたら、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけど、どうもありがとうございました。

○高橋 委員長、審査部の高橋でございます。

今の小林課長の説明に制度的なところで補足をお許しいただければと思います。

○原嶋委員長 はい、高橋さん、お願いします。

○高橋 ありがとうございます。

本件は技術協力プロジェクトですが、技術協力プロジェクトでカテゴリAに分類される事例は珍しいと捉えております。環境ガイドラインの規定を確認しますと、技術協力プロジェクトでは、詳細計画策定調査を協力準備調査の手續に倣って対応していくことになっており、詳細計画策定調査の結果を受けRDを締結する前に、助言委員会に付議するルールになっています。本件に関しては詳細計画策定調査が昨年の11月から12月に既に実施されていますが、調査の途中段階で、相手国側から当初計画していた太平洋岸だけではなく、カリブ海側も事業範囲に含めてほしいという要望があり、検討を重ねてきたというところですが。カリブ海側には保護区が含まれる地域が存在するため、技術協力プロジェクトではあるものの、カテゴリAに変更することになりました。

また、本来はRD締結前に助言委員会に付議する必要がありますが、審議の対象となる海岸災害対策に関する基本計画や施設計画が策定されるのは本体事業で行われるため、マスタープランと同様な形で、本体事業の始まった後にスコーピング段階、DFR段階は2段階においてワーキンググループを開催し、ご審議いただく段取りを想定しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけれども、どうもありがとうございました。

それでは、まず手続的な内容と、事業といいますか、調査のサブの内容と二つ問題点というか、議論すべきところがあるかと思っておりますけれども、まず疑問点がありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

早速、源氏田副委員長、お願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。ご説明ありがとうございました。

若干手続にも関係するところですが、本件、戦略的環境アセスメントを実施するというところで、スライドの10ページ目で環境保全基本戦略成果品①から海岸災害対策施設計画成果品③

まで、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて環境社会配慮をやりますというふうに書いてあって、①から③までが対象のようです。ただ助言の対象ということで、スライドの11ページ目を見ると成果品の②海岸保全基本計画と、成果品の③パイロット対象地における海外災害対策施設計画、この二つだけが助言委員会にかかるというかたちになっています。一番最初の海岸保全基本戦略については助言対象とならないという感じなのですが、その背景となる理由、どうしてこれが助言の対象にならないのかという理由を教えていただければと思います。多分今の説明とも関係しているのではないかなと思うのですけれども、ちょっとご説明いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけど、ありがとうございました。

それでは、お三方ご質問等いただいた後、まとめて地球環境部、あるいは事務局のほうで答えていただきますので。

続きまして鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。参考までに教えていただきたい点があります。

ニカラグアというのは、政府がかなり強権的であるという報道をたびたび耳にします。一方、先ほどのご説明では、JICAはこれまでコミュニティ防災ですとか、そういった対策の支援を行われてきたということを伺いました。これまでの経験で住民参加ですとか、色々な政府ではない人たちの声を聞くうえで何か障害になったりそういうようなことはあったのか、またそれを回避するために、JICAはどのような手を取られたのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。ありがとうございました。

それでは柴田委員、お願いします。

○柴田委員 はい、柴田です。ありがとうございます。

2点ありまして、1点目は最初の質問とも若干関係するのですが、第1段階の基本計画、それから第2段階で新たに加わる施設計画との関係をお伺いしたいと思っております、ご説明の中にも若干あったかと思うのですけれども、施設計画で内容はまだこれからだ思うのですが具体的にはどういった施設が想定されているのかというところで、基本計画との違いをご説明いただければと思います。特に、施設計画についてスコーピング時点でワーキンググループで検討しなくて大丈夫なのかというのが気になっているところでして、そういった意味で基本計画と施設計画の違いについて若干説明していただければというのが1点目です。

2点目は、今回カテゴリ分類で影響を受けやすい地域に該当するということの説明で、ちょっと私が間違えて聞いていたら申しわけないんですけども、そのカリブ海沿岸のほうで関係してくるというふうにちょっと聞こえたように思ひまして、その時に今回の計画、基本計画と施設計画ですかね、両方非常に広い範囲扱っているかと思うのですけれども、この広い範囲全体としてこの助言委員会で検討していくというような理解で合っているかどうか、教えていただければというふうに思います。

以上2点です、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、まずここで源氏田委員、鋤柄委員、柴田委員からのご質問、ご対応いただいてよろしいでしょうか。小林さんよろしいでしょうか。

○小林 はい、私から回答させていただきますが、もし足りなければほかの者からも補足させていただきますと思います。

一つ目ですが、戦略文書が1回目の助言対象に入ることかというところですが、戦略については基本的には特定のエリアだとかそういったものを特定するようなものではなく、政府としての対策の方向性の考え方を文書で示すというものとなる想定です。つきまして、具体的な計画が入ってくるものではありませんので、そこについて第一段階目の検討対象としましては、戦略というよりもむしろ国としての計画のほうを対象にご意見をいただければということ想定しておるところです。

二つ目は一度飛ばさせていただきます、柴田委員のほうからのご質問の一つ目ですけれども、基本計画と施設計画のその関係ということですが、基本計画のほうは具体的にはどういった対策を行うかということまでの特定を行うというよりは、その国レベルのどういったエリアを対策しなきゃいけないかというところの方向性を定める内容となる想定です。

一方で、その具体的な施設計画におきましては、具体的などういった対策を行うかというところを検討を含んだ内容を提案していくということで、違いが出てくるのかなと今のところは想定しております。

最後のご質問の、カテゴリ分類で影響を受けやすい地域、カリブ海側という理解ということで、幅広い範囲ではないかということですが、基本計画のほうは国レベルとしての計画になりますので、ご指摘のとおり幅広いエリアの対象にした基本計画となると想定されます。

一方で、施設計画についてはパイロットエリアというのをスポットで選んで計画をします、その対象範囲というのは狭まっていくと予定です。

一応、私から以上とさせていただきます。

○高橋 審査部の高橋です。

柴田委員の2点目のご確認ですが、カテゴリAへの分類理由についてJICAとして考えておりますのは、カリブ海岸側で貴重種であったり、また、ニカラグア政府が定める保護区と事業対象地域が重なる可能性があるという点を考慮したためです。また、現時点では基本計画、施設計画のいずれも太平洋岸、また、カリブ海岸両方をカバーする広い対象範囲となると想定しております。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、2番目の鋤柄委員からご質問ありましたけれども、現地の政治状況を踏まえて住民参加の状況、これについて何かしら示唆があれば情報提供いただきたいということですが、現状でわかる範囲でいかがでしょうか。もし現状難しければワーキンググループの段階でということになりますけど、小林さん、あるいはご担当の方、いかがでしょうか。

○大平 JICA地球環境部防災グループの大平でございます。本案件担当しております。

今いただいたご質問に関しましては、現時点で十分な情報を持ちあわせていないというところではございますので、今後進める中でそういった点留意しながら行わせていただき、ワーキンググループのほうでフィードバックをさせていただければと思っております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

柴田委員、聞こえますか。柴田委員のご質問に対する答えが十分じゃなかったような感じがする

んですけども、そちらのほうで柴田委員のご質問の主旨は大体、何かもし補足でありましたらお願いします。

○柴田委員 ありがとうございます。

説明をお伺いしていて、対策施設計画のほうの、やっぱりちょっと施設の中身についてはまだこれからというようなことで、多分そういう意味でご説明をいただいたと思うので、そういった意味でもスコーピング段階、やっぱり基本計画だけになってしまうのは仕方ないのかなというふうに理解いたしました。すいません、ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、JICAの高橋さんに質問ですけれども、太平洋側だけだったらカテゴリAにならないってことですか。

○高橋 はい、高橋でございます。

当初確認できていた情報を踏まえると、カリブ海側に希少種であったり、また、ニカラグア政府の指定する保護区があるということで、太平洋側だけであればカテゴリAとは分類していなかったと思います。

以上です。

○原嶋委員長 もうちょっと質問させていただくと、カリブ海側に保護区があって、かなり可能性が高い範囲でその保護区で何か開発をっていうことがもう念頭にあるという印象を受けますけれども、小林さん、いかがですか。

○小林

現段階では、保護区に対して何か開発や対策をやるかということはございません。一般的に海岸対策が日本国内でも市街地だとか、何か資産があるようなところを守るということで対策を行うということになりますので、傾向としては保護区ではないところについて検討していくというのが基本になるのかなと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、米田委員聞こえますか。お願いします。

○米田委員 はい、米田です。私のほうは質問ではなくてお願いです。

今回、幸いかなり早い段階というか、戦略アセスをやる前の段階で意見を言う機会がありましたので、お願いとしては、ぜひ日本でいうとEco-DRRというかグリーンインフラとか、そういうものを対策の選択肢の中に含めていただきたいということです。

今のご説明だけ見ますと、どうしてもコンクリートで防潮堤を作るとかそういうものを想定していらっしゃるように受け止められるんですけども、日本でも福島以来かなりそのグリーンインフラの効果というもの、防災効果というものが認められてきていますし、かなりいろいろな議論とか調査とか行われていると思いますので、ぜひそういうものを活かした戦略、あるいは基本計画にしていいただきたいなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは阿部貴美子委員、お願いします。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。

私の質問は海岸保全基本計画についてなんですけれども、現段階で対象が非常に広域に及んでいるということで、その自然保護について何か影響があるのではないかとすることは既にご説明いただいたんですけれども、人々が住んでいる、あるいは海岸を利用しているといったようなことでこの基本計画によって現状の生活に影響が出るということ、極端な場合ですと移住が出るというようなこともありうるのかどうかといったあたりをお伺いしたいと思います。

ご説明では、先ほどのカリブ海側か、あるいは太平洋岸側ということで、自然環境からカテゴリAになるかならないかという話はあったんですけれども、先ほどのその防潮堤の話などを考えますと、やはりその社会的な部分でも影響を受ける方がおられるのではないかなというふうに考えまして、そのあたりはどのように現段階では計画の中で配慮されているのかということをお教えいただきたいと思います。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは貝増委員、お願いします。

○貝増委員 はい、貝増です。

米田委員の先ほどおっしゃっていたことですが、私が過去に見た経験だと、例えばラオスとかでメコン川の河岸侵食対策で粗朶沈床を使ったりしていましたので、向こうの現地政府の人たちも評価が高かったと思います。このようなことも検討していただければと思います。

私の質問としては、まず一つあるのですが、まず一つは今回この成果品として基本戦略を作ったうえで基本計画、それから施設計画と作っていくと思うのですが、その施設計画をいろんなことが想定されると思うんですけれども、基本的にこのパイロットということでニカラグア政府で資金を調達して作っていくってかたちという認識なんですけれども、例えば今後ニカラグア政府が引き続きやっていくってことに対して、事業規模としてどれぐらいの規模で考えていくのかなというところが、お金の単位でしかちょっとわかりにくいと思うんですけれども、その点をちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは小林さん、実質的には米田委員からご提案ということでグリーンインフラ、あるいはソフトなどを含めた点を考慮していただきたいということなんですけれども、あと阿部委員から現地の生活への影響、特に移住の問題ですね。あと貝増委員から施設計画の事業規模、このあたり具体的にレスポンスお願いしていいですか。

○小林 ご助言、ご提言ありがとうございます。

一つ目の、グリーンインフラも考慮していくということをご提案ありがとうございます。戦略計画作成の中でそういった要素も考慮した対策を考えていくことで、ぜひ取り組ませていただきたいと思います。

二つ目、防潮堤などの建設において社会的な影響が出ないようにというご助言も、ありがとうございます。海岸保全の計画作りの、目的としては、海岸の沿岸で暮らしている方々の生活や生計を守っていくということだと思いますので、それを壊すようなことはしないような方向性での計画とすべきだと思います。万が一そういった影響出るようなことがまずないようにということで考え

ており、ある際もSEAや環境への影響が最小限になるように配慮していきたいと考えております。

最後のご質問の、事業規模がどれくらいになるのかということは、今のところ情報がまだそこまでわかっていない状況でございます。先方政府の予算との関係もあるかと思しますので、そういったものをプロジェクトを実施中に先方政府と相談しつつ、適切な、現実的なところと一緒に考えていくということになるかと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、続いて東委員、お願いしていいですか。東委員、聞こえますか、お願いします。

○○東委員 すみません、先ほどのグリーンインフラに関することなんですけれども、私が関わったプロジェクトでインドネシアスマトラ島のマラッカ海峡沿いのところで、やはり海岸侵食、あるいは防災のためにマングローブを植えるという計画が進行してるんですけども、そのマングローブの林もあるっていうふうにカリブ海側で聞いておりますので、その辺を少し検討されてみてはどうかと。これはワーキンググループでの対応だと思いますけれども。

それと、やはりスマトラ島でのプロジェクトで感じたのは、グリーンインフラといってもその土地の人たちのあんまりインセンティブがないと。植えてどうするの、そして直してどうするの、維持してどうするのというような、そういうのがありますので、やはりマングローブのそのカーボンクレジット、排出権取引ですね、そういったものをやはり検討されてはどうかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 はい、長谷川です。ありがとうございます。

途中でパイロット市とか、あるいはパイロット海岸というのを選んでから具体的な対策ということになるんでしょうけども、代替案の検討というステップがありますが、代替案の中身として具体的な対策をどうするかというような代替案になるのか、あるいはパイロット市、あるいはパイロット海岸を選ぶ際にもそれらを代替案と考えつついつもの代替案検討の一環としてやっていくのか、そのあたりの今の方針を教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、続きまして林副委員長、お願いします。

○林副委員長 はい、林です。

柴田委員の話とちょっとかぶるかもしれないんですけども、スライドの11ページ、助言の段階のところ、ちょっとこれ言葉の問題だけなのかもしれないんですけど、第2段階の施設計画と対策計画となってるんですけども、施設計画の中に対策計画っていうのがあるっていうことなんです。これに対して助言2回目ということなんですけど、助言1回目の基本計画と施設計画ではずいぶん対象が違ってくるような気もしてるので、これ手続の話なんですけど、それはもう一度ちょっと確認をさせていただければ。最初に言ったのはこれちょっと言葉の問題だけなんですけど、対策計画ってここ言っている施設計画の一部のことを言っているんですかっていうのが一つと、あと二つ目は柴田委員が言ったことと重なるんですけども、助言1の助言項目と助言2の多分対象が相当違う感じなので、その辺をちょっとどういうふうに理解すればいいのかなっていうふうに思いまし

た。ちょっと確認です。お願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、東委員からのご発言はご提案ということですが、長谷川委員からは代替案の問題の立て方、あと林副委員長からは施設計画と対策の関係ですね。

この点、小林さんお願いしてよろしいでしょうか。

○小林 はい、ご質問などありがとうございます。

一つ目の、排出権のカーボンクレジットのご提案についてはご提案を参考にして、そういった要素も考慮するということを進めるようにしたいと思います。ありがとうございます。

二つ目の点、代替案の検討については、まだはっきり決まってないところもございますけれども、パイロット対象地を比較検討するということもあると思いますし、具体的な対策工法を比較検討していくということ、両方ともあり得ると考えております。

最後の点、第2段階における施設計画と対策計画、ちょっとここ少しわかりにくい表現で失礼いたしました。基本的にはエリアを定めたところにおいてどう対策するか、どういった施設を作っていくのかということで、同じようなニュアンスになっていくと思われまふ。現段階で少し決まってないところもあるんですけれども、ここはまた次のご説明の際はちゃんと整理してご説明お持ちしたいと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

ちょっと歯切れが悪いんですけど。一つだけ確認ですけど、助言の対象になっている一つの計画のところですね。施設については代替案がいろいろ出てくることはなんとなく予想されますけれども、計画についても、例えば、今ハード、ソフトいろいろなものがあると思いますが、そういった計画についても代替案は提示していただけますか。繰り返しですが、海岸保全基本計画の策定っていうのが助言対象になっておりますけれども、これについても代替案はご提示いただけるのでしょうか。ちょっと確認ですけど、今わかる範囲でお願いします。

長谷川委員、もし補足がありましたらお願いします。

○小林

ご指摘のとおりハード、ソフトの両方とも基本計画の策定の中dえ、含めて検討していくことになります。スライドの11ページの4ポツ、助言対象という中で、海岸保全基本計画の中身について書かせていただいておりますが、その括弧の中の最後のほうで、防護可能な沿岸地域の場所の特定と緩和の方針はどういったことやるのかということも含めて、計画の中で盛り込んでいく想定としております。

○原嶋委員長 はい、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 はい、すみません。

今見せてもらったスライドで、これを読むとパイロット対象地、あるいはパイロット海岸というのを何らかの方法で選んでみて、そこで出てくるいわゆる基本計画的なもの、あるいはハード的な対策、これを代替案として比べてみようというふうなニュアンスに見えるんですけれども。そうすると例えば、パイロットの場所は普通の環境社会配慮の基準というよりは、もう少し政治的な何かでパイロット対象地を選んで、その先に今度はしっかりと環境配慮をするような代替案検討に入る

のか、その辺のプロセスというか位置づけがこのスライドではよくわからないんですけど、その辺ちょっと教えてください。

○大平 JICA地球環境部の大平でございます。

こちら、今ご覧いただいているスライドの中でというところではありますけれども、第1段階の海岸保全基本計画というところでは、これを立てる際には防護可能な沿岸地域の特定というところを行ってまいります。その中では、実際に環境社会配慮について検討したうえでそういった対策をするべきかというところもこの段階で判断をしていくというところですよ。

そういった検討も踏まえたうえで第2段階に進むわけですが、先ほどコメントがありましたとおり、パイロットの市を選ぶ際は政治的なところというのは入ってくるかとは思ってはおります。と言いますのも、このプロジェクトの中では予算化の支援ということも行いますので、予算化の目処が立ちそうにないところで支援をするというのはなかなか難しいところではありますので、そういった政治的なところに関しても考慮はしてパイロット対象地は選んでいくことになるとは思っておりますが、第1段階のところで防護可能な沿岸地域の特定というところで、環境影響評価というところも踏まえたうえで対象エリアを絞っていくというところではございますので、今いただいたコメントに関しましては、両方とも検討したうえで第2段階での対処地というのは絞られていくというふうに現段階では考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

阿部直也委員、聞こえますか。お願いします。

○阿部（直）委員 はい、ありがとうございます。JICAの方に伺います。

案件の名前の細部で恐縮なんですけども、気になってまして、投資促進プロジェクトという名前がついておるんですけども、その事業実施体制というところで協力機関のところ見ますと運輸・インフラ省、あるいは港湾公社といったところが入っているんですけども、この技術協力はどうもマスタープランを作るような技術協力で私には見えるんですけども、結果的に、例えば港湾を整備するとかちょっと想定はしにくいと思うんですけども、そういった比較的大型のハードインフラを作るような想定が可能性としてはあるんでしょうか。そういうことは逆に全く考えてなくて、純粹にその護岸といいますか、海岸の災害を防止するためのプロジェクトなのか、あるいはもっとこう踏み込んだような開発をやるようなことを想定されていて、場合によってはその円借を使うということも、場合によっては想定されているのかどうかということをやっと伺いたいと思います。

それから、それに関係するとか前の方の委員の方のご質問にも関係するんですけども、そもそもそのパイロット地域というか、都市を選ぶということ自体が結構重要な課題のような気がして、そこが政治的に決まる可能性があるというふうに簡単に片づけていいのかってところがかなり気になりまして、そこはやはり環境社会配慮という観点からパイロット市を選ぶべきなのではないかなというふうに思いました。

それからコメントになりますけれども、協力機関に気候変動対策室というところが入っていますが、現地の様子がよくわからないので申し上げるんですけども、やはり海面が上昇するということで、その護岸なりした時の効果というものがその気候変動の影響で効果が減ってしまうこともきっとあるのかなとふと思いましたので、そういった観点での検証というのも必要で、恐らくそれが

パイロット都市を選ぶ、選ばない、どこを選ぶかっていうことにも関わるのではないかなというふうに思いました。最後の点はコメントになります。あるいは、ご検討いただければありがたいです。

以上になります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

東委員、もし補足でしたらどうぞ、ここでご発言ください。

○東委員 はい、東です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 聞こえます。お願いします。

○東委員 この投資促進ということに関してなんですけれども、緑の気候基金っていうのがございますよね。Green Climate Fundというだいぶ前に地球環境部がかなり苦労して取られてAccreditation Agencyになられたんですけれども、結局今進んでいるのは東ティモールとモルディブだけですか、苦労した割にはその益が少なかったという、国際機関の枠組みですけども、そういうところから将来的に資金を引っ張るといようなそういう考え方もあるんじゃないでしょうか。これは単なる提案です。思いつきです。失礼いたしました。

○原嶋委員長 鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。鈴木です。ご説明ありがとうございました。審査部の高橋課長、1点教えてください。聞き漏れていたらすみません。

冒頭、この案件、技協であんまりこういった環境社会配慮助言委員会のほうにかけるといような案件数は少ないというお話だったと思うんですけれども、ご説明を聞いていると、その基本計画とか戦略とかの中でのコメントを求められていると思うんですけれども、なかなか技協の場合でもうRDで具体的な項目も決まっているところの中で、その戦略的環境アセスメントという考え方はもちろんわかるんですけれども、すごい大変だなと思って聞いておりました。

質問は、恐らくF/SとかDDになればもう少し個別の話で環境社会配慮の点でどうかってことはあるかと思うんですけれども、すみません、本当に素朴な質問なんですけども、こういったマスタープランを作るような開発調査型の技協みたいな特色のあるプロジェクトにおいて、環境社会助言委員会をかける事例っていうのは、改めてですけども結構あったりするのかっていうことと、こういった計画とか戦略の中でいろんなコメントした時に、先方政府がこれまでこういった反応があったのか、もし何か参考になればと思いますので、何かいい話があったら教えてください。

以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、小林さんと高橋さん、阿部直也委員からは特に背景として長期的に港湾などの大きな事業があるのかということと、パイロットの場所の指定の問題ですね。あと、東委員からご提案ということなんですけれども、鈴木委員からは高橋さんへの質問ということで、それぞれ対応お願いしてよろしいでしょうか。

○小林 はい、小林から回答させていただきます。ご指摘、ご助言などありがとうございます。

一つ目の、港などの整備にまで及ぶのかという点については、このプロジェクトの中ではそこまでは想定しないことを予定しています。基本的には海岸の災害対策について何をするのかというところがプロジェクトの目的ですので、港までに話が及ぶことはありません。

二つ目の、パイロット都市を選ぶ際の観点で政治的な観点もありうるという話もありましたけど、

基本的には、このJICAの技術協力プロジェクトとしまして実際に工学的に、またはこのエリア課題の深刻度や、または海岸対策としてどうモデル海岸になれるのかとか、そういった観点などなどの選定基準を定めて関係者で選んでいくということを想定しておりますので、まず一義的に政治的な判断でくるということではないようなかたちで調整をしていきたいと考えております。

最後、緑の環境基金の点のご提案はありがとうございます。こういった財源で実際事業化をしていくのかということについての側面支援的なことも、このプロジェクトの中ではしていくことになると思われますので、そういった諸々のありうるべき財源のアイデアというものは、先方政府に助言していくということを考えたいと思っております。

私からは以上です。

○高橋 鈴木委員からご照会いただきました点について、具体的な事例はすぐに思い浮かばないものの、本件は技術協力プロジェクトではあるものの、マスタープランのような計画作りが本体事業に含まれる案件となります。マスタープラン的な調査の中で策定される施設計画ですけれども、JICAの協力は計画策定であり、小林課長から説明のあった通り、具体的な資金ソース、計画の実現に向けた対応はニカラグア政府のイニシアチブに委ねられる形になろうと思います。

そのため、今回の技術協力プロジェクトで行う計画の策定作業において、環境社会配慮に関し考慮すべき点をしっかりと申し入れを行ない、計画の実施段階において活かしていただくことが重要と思います。

このような形で、JICAが基本計画の段階から関与していくことで、環境社会配慮で留意すべきポイントを相手国政府に理解していただくことができるという点が、こうした協力のメリットの一つであろうと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、それではほか、いかがでしょうか。

いずれにしても、来年そして再来年ですかね、2回ワーキンググループということになりますけれども、何か最後になりますけどもご発言ありましたら、サインを送ってください。

阿部直也委員、どうぞ。

○阿部（直）委員 はい、阿部です。再度失礼します。

スライドの8ページ目でしょうか、市として対応可能かどうかということも考慮するということがあったんですが、パイロット都市を選ぶときに国の機関だけではなくて、そういったいわゆる自治体も巻き込んで選定をする可能性はあるのでしょうかということを伺いたいと思いました。

要するに、市の財政事情とか、あるいはそれこそキャパシティというものが仮に限られているとすると、国レベルで考えて国の機関が決めたところと、実際の地元の対応可能な財源であったり、あるいはキャパシティだったりっていう齟齬がある可能性もあると思いますので、JICAの方がコーディネーター的に、そういった間をつなぐような機能もあっていいのかなと思いましたので伺う次第です。

以上です。

○原嶋委員長 はい、小林さんお願いしてよろしいでしょうか。

○小林 はい、ありがとうございます。

国だけではなくて自治体レベルを巻き込んでいくということを想定しておりますので、あらゆる

関係者を巻き込んだうえでの計画、あるいは都市の選定、またはパイロット事業の計画というのを想定しております。

以上でお答えになっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ちょっと高橋さん、カテゴリ分類の理由づけはもうちょっとしっかり整理しておいていただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。今後、類似のものがあつた場合に、先ほどのご説明だとちょっとしっくりいかないようなところも感じていないではないんですけども、よろしくお願いします。

○高橋 スライドの8で、カテゴリ分類とカテゴリ分類の根拠を記載させていただいており、そちらでガイドラインに掲げる影響を受けやすい地域に該当するためと整理させていただいております。

○原嶋委員長 太平洋だけだったらAじゃなくてカリブが入ったらAとか、それは保護区ということなんでしょうけども。かなり全体としては広域で、太平洋側にもかなり環境に敏感な地域が、ちょっと私すぐにはわかりませんが、無いわけではないと思っています。カリブ海が入ったからAになったってことなんですか。ちょっとそこは私はしっくりこなかったのが本音です。ここであんまり議論してもあれなんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋 はい、承知しました。カテゴリ分類は、一言で根拠を説明することは難しい面もありますが、今後も分かりやすい説明に努めてまいります。

○原嶋委員長 技術協力で、保護区が対象になったらじゃあAなのかというような印象を受けないわけじゃないんですけど、そういうことも含めてちょっと整理をお願いしたいと思います。すみません、ちょっと長くなってしまいました。

それでは、ほか委員の皆様、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、またいろいろお願いしているところもありますけれども、とりわけグリーンインフラへの考慮ですね、この点は何人かの委員からも出ておりますので、小林さんのほうでは計画での代替案検討の中でこういったものの考慮は真摯に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほか委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと時間が長引いてしまいましたけど、本件ここで締めくくりとしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、特にないようですのでここで締切とさせていただきます。

小林さん、どうもありがとうございました。

○小林 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きましていってよろしいでしょうか。高橋さん、前に進めてよろしいでしょうか。

○高橋 はい、お願いいたします。

○原嶋委員長 はい、それでは、ちょっと時間が押してしまいましたけれども、次よろしいでしょうか、準備のほう。

環境レビュー方針の説明ということで、バングラデシュのジョイデプールーイシュルディ間の鉄

道の複線化事業でございます。準備が整いましたら、お願いしてよろしいでしょうか。

○吉田 はい、本日はどうぞよろしくお願いいたします。バングラデシュのジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業を担当しております、南アジア部南アジア第四課の吉田と申します。

本件は、先月の全体会合で協力準備調査のドラフトファイナルレポートへの助言の確定ということで審議をお願いしており、そちらの助言の確定を受けて、今回改めて環境レビュー方針についてご説明をさせていただくところです。

案件概要はバングラデシュの首都、ダッカ近郊のジョイデプールから西部のイシュルディまでの複線化を実施するものです。これだけだと若干わかりづらいと思いますので、資料の次のページに案件概要を示した地図がございます。右側にジョイデプールで、左側にイシュルディと書いてございます。この右側、ジョイデプールの方角でいうとさらに南側に首都のダッカがございます。ダッカからこのジョイデプールまでについては、別の事業で既に複線化が進められています。このジョイデプールから西側のイシュルディまで、ここだけが単線として残っていて、バングラデシュとさらにその西側、インドとのクロスボーダーの鉄道網へのボトルネックになっています。このイシュルディとジョイデプールの間の今ある既存の単線鉄道の複線化を行うというのが本事業の大雑把な特徴でございます。

事業の対象地は、西から東まで大体170kmほどの既存の単線鉄道を複線化することになります。県でいうと合計5つの県、具体的には、ここに書いてあるとおりガジプール、タンガイル、シラジガンジ、パブナ、ナトレという県をまたぐかたちになっております。

(3) 事業の実施体制ですけれども、実施機関はバングラデシュ国鉄です。環境社会配慮のカテゴリはAで、カテゴリ分類の根拠としましては鉄道セクターの大規模事業であることです。

続きまして、今回の環境レビュー方針と確認済み事項と、今回環境レビューの中で確認すべき事項というところ、簡単にご紹介していきます。時間も少し限られますので、確認済み事項で全て確認ができていて追加確認事項がないものについては、一部ご説明は割愛したいと思いますけれども、重要なところについてはできる限り全体像を見渡せるようにということで、ご説明したいと考えております。

全般事項の1) 事業コンポーネント・不可分一体事業というところですが、本事業は複線化の工事を170kmにまたがって行うもので、橋梁の建設はの中でバングラデシュは非常に川が多い国になっておりますので、170kmの中で1kmあたり大体1か所以上、合計200ほどの中小規模の橋梁が含まれるというかたちになっております。この170kmにわたって複線化を行うんですけれども、既存の駅がその中に20ほどございまして、こちらの改修工事というのも含めてございます。

不可分一体事業については、特になしということになっておりますけれども、不可分一体事業の候補として考えた事業の中の一つ目、ジャムナ鉄道専用橋建設事業というのが別の円借款事業として行われています。この地図で言いますと、このジョイデプールとイシュルディの間、ちょうど真ん中ぐらいにJamuna Riverと書かれておりますけれども、非常に大きな川がこの事業対象地の真ん中ぐらいで、そこを渡るという必要がございます。今回の事業はこの大きな川を渡る橋のところについては含まれず、このジャムナ川を渡る鉄道橋については、既に実施しているこのジャムナ鉄道専用橋建設事業の中で行われます。

こういったかたちで、二つの事業でJICAとして、ジョイデプールからイシュルディの間の複線化

について協力を行うのが全体像です。追加確認事項はこの点については特になしということで想定しております。

次のページにいきまして、3) 環境社会許認可のところでございます。この事業については既にEIAについては2020年、3年程前に既にバングラデシュの環境局から許認可というのは取得がされております。バングラデシュについては、このEIAを一度承認されればOKというわけではなくて、毎年内容の更新が必要になりますが最新の状況は2022年の10月に更新が行われていて、2023年10月までは有効となっております。現在バングラデシュ国鉄が、次の更新のための手続を始めているというふうに聞いてございます。環境レビュー方針のところで特になしと書いてるんですけど、次の更新について問題なく行われることは確認したいと考えております。

次のページにいきまして、5) ステークホルダー協議でございます。こちらワーキンググループでも議論になりましたが、ステークホルダー協議は本事業1回目スコーピング段階と、2回目のドラフトファイナルレポート段階それぞれで、対象の5県で合計11カ所で開催されております。特に第2回目ステークホルダー協議では、非正規住民及び、その社会的弱者に対して、全体的に参加を呼びかけるステークホルダー協議に加えて合計10回フォーカス・グループ・ディスカッションを行っております。フォーカス・グループ・ディスカッションの中で、特にその参加者の方々から出てきたコメントについてもご紹介をしております。

例えば2番、非正規住民が補償を受領できるのかというところについて、不安の声があげられたというところがございます。加えて3番、金銭補償に加えて代替地の提供支援というところも、バングラデシュ国鉄に依頼したいというもの。4番、生計回復のための研修/トレーニングについても前向きに取り組みたい、なのでしっかりとした研修/トレーニング、そういったものを用意してもらいたいということだと思いますけれども、こういったコメントが出ております。

3については金銭的補償に加えて、移転先の候補を探す支援というのも補償内容に加えるということで反映しておりますというところ書いており、ほかの2番と4番については書いてないんですけれども、もともとその非正規住民が補償を受領できるというのは、フォーカス・グループ・ディスカッションの前から決まっていたとか、生計回復支援のための研修/トレーニングも詳細設計の段階で改めてしっかり調査しますというところももともと入っていたので、全てコメントについては対応するというところで考えてございます。それを踏まえて、助言のところで助言4としてステークホルダー協議の結果を受けて、ニーズに沿った生計回復プログラムの設定を行うよう、バングラデシュ国鉄に申し入れることというふうにいただいております。

これらの助言ですとか調査の結果を踏まえて、環境レビューの中では実施機関が実施段階でJICAガイドラインに沿った補償方針の説明を含めて、継続的にステークホルダー協議で含むフォーカス・グループ・ディスカッションを実施するということを、合意してまいりたいと考えております。

6) EMPとモニタリング計画(EMoP)そしてモニタリングフォームは協力準備調査の中で準備はしていますが、円借款の審査を行う中で改めてバングラデシュ国鉄との間で合意をしてまいりたいと考えております。このモニタリングフォームの合意自体は大きなハードルはないと思っているんですけれども、その次のところ、これまでもこの場ですとかワーキンググループも含めて様々な場でご指摘をいただいているんですけれども、バングラデシュについては大規模なインフラ事業で、残念ながらまだ環境社会配慮に関するモニタリング結果の公開というところで合意がいただけてい

ないといった現状があります。この事業でも引き続きモニタリング結果の公開への同意というところを、継続的に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

続きまして8) 情報公開についてです。EIAとRAPの最終版についてJICAのウェブサイトで公開する必要があります。現時点でまだ公開のところができておりませんので、こちら環境レビューを行うまでにはしっかり公開するというふうに考えております。加えて、先ほどのところとの繰り返しになりますけれども、実施中のモニタリング結果の公開についてもバングラデシュ国鉄、あるいはバングラ政府との間で協議を続けていきたいというふうに考えております。

続きまして(2) 汚染対策についてはちょっととばしまして、4) 土壌・土壌汚染のところをお願いいたします。こちら助言のところをいただいているんですが、今回複線化のための盛土にあてるその土砂の確保というところで、環境社会影響について適切な配慮を行うようバングラ国鉄に申し入れることとなっております。本事業は既にある単線鉄道でそこを横づけするかたちで複線化するもので、掘削で残土が発生するところがそんなに多くなく、一応左側のところでは、建設工事に伴い307万m³の土砂の発生が見込まれるとなっておりますが、必要な土砂と比べると全然量は少ないです。バングラデシュでは、盛土の調達についてはほかのインフラ事業においても難しいところがございますので、そういった背景から複線化のための盛土の環境社会配慮影響について、助言をいただいたと理解しております。この点、最終的には実際に工事を行うコントラクターが選定された後に、こういった形で土砂を確保するのかが最終決定されますけれども、バングラデシュ国鉄との間では議論をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、5) 騒音・振動のところがございます。助言の中で、沿線における騒音振動の配慮が必要な施設、特に学校ですとか病院、そういったところの存在を確認し、影響軽減策を検討、そして実施するようにファイナルレポートに記載し、バングラ国鉄に申し入れること、そういった助言をいただいております。背景としましては、事業の対象地域の中に含まれる学校ですとか、病院は全て確認できているんですけれども、沿線の事業対象地外の施設は一部確認ができていないところもございましたので、しっかり詳細設計の段階でも確認を行ない、必要な影響軽減策を検討するような助言をいただいておりますので、この点はしっかりとバングラデシュ国鉄との間でも議論していきたいと考えております。

続きまして自然環境です。今回事業の中でChalan Beelという湿地帯を通る箇所がございます。事業対象地、全部で170kmのうちの13kmほどがこの湿地帯を通る区間になります。この地帯は、いかなる種類の保護地域にも該当しないとなっておりますが、生態系調査によって貴重な魚類が一部確認されております。バングラデシュ版のIUCNレッドリストでは、絶滅危惧種、具体的にはカテゴリでいうとENとかVUに該当するような魚類というのが確認されております。バングラデシュ版ではEN、あるいはVUなんですが、全世界版ではカテゴリ上は絶滅危惧種よりはリスクは低いということになっている魚類です。ただ、バングラデシュ国内においては貴重だということで、バングラデシュ版のIUCNのカテゴリを採用しております。

今回、こういった魚類が確認されていますが、他方既存線は敷設から100年以上経過しており、当該生息地と調和した状態だと考えております。また、生態系調査をこの調査の中で行った際には、事業地周辺で繁殖活動は確認されていません。こういったことを踏まえて緩和策としてはいくつか書いてございますけれども、排水地点や橋脚の施工を既存線と同じ位置にする、橋脚施工時には仮

締切工法を用いるとか、実際に工事を行うときには予備調査を行って絶滅危惧種の営巣、産卵が確認された場合は工事を直ちに停止、そして必要に応じて環境局の指示を仰ぐ、そういったところが書かれております。

これを踏まえて、助言2番でこのChalan Beelは重要な生息地に該当するため、重大な負の影響をもたらさないように緩和策を計画しモニタリングを行うようにバングラデシュ国鉄に申し入れることということでいただいております。この助言の中でもワーキンググループの中でも、先ほど申し上げた緩和策についてはご説明を差し上げているんですけれども、これについても了解はいただいたうえで、しっかり追加的な緩和策も出来るようであれば、あるいはモニタリングをしっかりするようというのが助言のご趣旨だと思いますので、しっかりバングラデシュ国鉄と議論してまいりたいと考えております。

社会影響については。(4)の1) 今回の事業については全部で2,621世帯、そのうち1,601世帯が、住民移転が伴ってしまい、これだけの方々が影響を受けるというかたちになっております。

3) 受給資格のところ、先ほどのステークホルダー協議で触れましたけれども、二つ目のポツのところで、バングラデシュ国内法上権利を有さない方についても、JICAガイドラインですとか、そういったものに基づいてRAPの中で受給権者とすることを確認済みでございます。

補償方針については土地・構造物を失う所有者に対しては、再取得価格での補償というところが準備をされております。5)の生計回復支援のところでは、例えば移転期間中は全て正規・非正規かわらず給与補償を行い、生計回復プログラムが準備されます。生計回復プログラムには建設現場での雇用、スキル向上研修、起業の金銭的支援（スキル向上研修の中で例えば起業支援みたいなものが含まれる予定で、起業支援のトレーニングを受けた方については実際に起業するときにシードマネーを一時的な形で支給する）等が準備されております。

6) 苦情処理メカニズムについても、RAP実施NGOを通じて2段階の苦情処理メカニズムが実施支援されるというかたちになっております。

というのが全体像になりまして、最終ページは報告書ドラフトへの助言対応表です。いただいた合計4点の助言に対して、今のご説明との重複にはなりますけれども、環境面の助言一つ目、騒音振動で配慮が必要なもの、学校・病院についてはしっかり影響の軽減策というのを詳細設計の中で検討、実施します。

二つ目については先ほどのChalan Beel、重要な生息地であるというところで、緩和策とモニタリングを行うというところでございます。こちら施工前、施工中に貴重種を中心とした同定調査を行って、生息や営巣が確認された場合には工事の停止、そして当局の指示を仰ぐと、そういった緩和策を行うというところでございます。

3つ目、盛り土の環境社会影響についても、コントラクターが選定された後ということにはなりますけれども、しっかり行うことを合意しております。

最後、社会配慮のところの生計回復プログラムというところについても、これも詳細設計の中で改めてその被影響住民の方々のニーズを丁寧に汲み取ったうえで、有効な生計回復プログラムが設定されるようにということで合意をしております。

以上、環境レビュー方針と助言対応表のご説明でございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきましたけれどもご発言ありましたら、サインを送ってください。

それでは貝増委員、お願いします。

○貝増委員 はい、貝増です。

私は質問というか確認ですが、まず3点あります。まず1点目は補足説明のところでは既存の駅は26駅と書かれていたのですが、こちらの環境レビューの方針の20駅になっていて、そちらが多分20だと思うのですが、そろえたほうが良いのかなっていうところです。

それから表の2番ですね。表2が代替案のところ比較表している表なのですが、こちらのほうの表、3ページから4ページのところなのですが、例えばBとなっていますが、数値は50となっています。数値はBは75、Cが50なので、細かい点数が違っていました。トータルで合わせると同じこの総合評価はそのままだと思います。こちらの方の表の中のほうをBは75に直したほうが良いのかなということをやっと確認ということです。

それからあと3点目として、代替案のところ補足説明では代替案の1が全て複線化で北、または南となっていて、最終的に北となっているのですが、こちらのほうでは特にその表示がどういふうなことかという説明がなくて、もしくは北または南という代替案がもう二つあるのではないかなと思うような勘違い、そういう疑義が生じるのじゃないのかなと感じました。そちらのほうについてここでどういふうに表現したらいいのかなっていうところもあると思うのですが、そちらが気になった3点です。

はい、以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

続きまして小椋委員、お願いします。

○小椋委員 はい、小椋です。ご苦労さまです。

私も大きく3点教えていただきたいのですが、1点目は3ページ目の代替案検討のところ。これを既にDFRのワーキングでも議論しておられるかもしれませんが、住民移転の数1,600件とか580件とかの評価につきまして、何件だったらAになって何件だったらB、Cになる評価基準を教えてくださいませんか。何件以上だったらDで実現不可ってあるのですかという質問が1点です。

2点目は4ページ目の非正規住民の方です。特にステークホルダーミーティングで色々とお声を頂戴しているようなのですが、例えばバングラ国鉄は代替地を非正規住民の方にも用意できるのかどうか、もし現時点でおわかりであれば教えていただきたいということが2点目です。

3点目は9ページ目、表の5なのですが、被影響住民の世帯数が2,621件あって、実際に移転される世帯数が1,600件何かあると。この差の1,000件の方はどんな影響を受けられるのでしょうかという質問です。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

米田委員、お願いします。

○米田委員 はい、表の4です。先ほどご説明ありましたIUCNのレッドリスト、IUCNカテゴリというこの部分ですが、これ国内の評価であると。日本で言えば環境省レッドリストのようなものだというふうに理解しました。IUCNカテゴリというふうに書いてしまいますと、もちろん英訳の時どう訳すかにもよるんですが、やはり全世界版のIUCNレッドリストの評価であるというふうに

理解するのが普通です。

ですので、ここはやはり国内レッドリストカテゴリとかそういう言葉に変えたほうがいいと思います。この本文の説明でその他の動植物のところにやはりVUとか書かれていますけれども、これもやはり国内評価だと思うんですね。そこははっきり区別をつけた方がいいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは吉田さん、貝増委員からは表記の指摘ですけれども、よろしいでしょうか順次、お願いして。

○吉田 はい、ありがとうございます。

貝増委員からご指摘いただいた駅の数について、すみません、大変失礼しました。最初のところで20と書いてしまっているんですが、こちら26が正しいというかたちになりますので、修正します。

二つ目、ご指摘いただいた表にその代替案のスコアリングのところについてもすみません。見直して点数表記については改めて修正したいということで考えてございます。

3つ目、いただきました代替案で南北どちら側に複線化するかですが、スコーピング段階、あるいはDFR段階でも、ワーキンググループの中で議論がありました。我々が今回協力準備調査を行う前のバングラデシュ国鉄が独自に作った代替案比較で、南北どちら側に複線化するかを検討がありましたがどういう形で環境レビュー方針に反映するのかとのご指摘だと理解いたしました。ワーキンググループ等に参加されていない委員の皆様への補足説明も含みながらになりますが、今回協力準備調査を行う前にこの事業向けにバングラデシュ国鉄は一度F/Sを作っていましたがその中ではJICAのガイドライン等で求められるようなゼロオプションを含めた代替案等の検討がされておらず、今回の複線化を行う前提で、複線化は既存線路の南側がいいのか、北側がいいのかの検討を行い、それをもって代替案分析としておりました。今回改めて協力準備調査の中でJICAの調査としてはより包括的な代替案分析を行いましたので、今回の環境レビュー方針では、協力準備調査の中で行ったものを中心に記載をしています。これについてまた改めてご指摘等あれば後ほどお願いしたいと思いますけれども、一旦ちょっと先に進みたいと思います。

小椋委員の代替案について、特にその用地取得と住民移転について、こういった基準でABCDをつけたのかについて、具体的に何世帯以上だったらDにするとところまでは、細かく設定はしていなかったのがお答えになります。ここで書いているように今回は一番大きな案でも1,600世帯となります。例えばこれが桁が一つ変わるとかいった規模であれば、これはDだといった議論になる可能性はありますが、バングラデシュ国内の他の大規模なインフラ開発事業との比較の観点で、極端に多いわけではないことから、Dとすることはないといったかたちで議論を行っていたのが実態でございます。

もう一つ、この住民移転のところでご指摘いただいていた、代替地について用意がされるのかについては非正規住民の方に対して、代替地自体を用意するということはありません。その一方で、実施機関がこの円借款の中で雇用をする、RAPの実施活動を支援するためのNGOが、この代替地を探す斡旋手続を行います。この活動を通じて、非正規住民の方が次にちゃんと安心して住める場所を探すための支援を行う形で今回の事業では対応しています。

もう一ついただきました、被影響住民の中で移転をしない方々はこういった方々がいらっしゃるのかというところでございますけれども、例えば農地ですとか住居の移転は必要ないですけれども、

土地だけ用地取得で影響を受けるような方々でしたり、非正規住民の方々の中でも例えば露天商みたいなかたちで住んでいらっしゃる方ではないですけれども、ビジネスで影響を受ける方ですとか、駅近くで働いてるような方々、働いている商店等が影響を受けるといった方々がいます。こうした住民移転の対象にならないような被影響住民が1,000世帯に含まれている主な方々になります。

次に米田委員からご指摘いただいた、このIUCNレッドリスト、全世界版と国内レッドリストの扱いを明示すべきというところは、ご指摘のとおりだと思います。我々も不勉強なところがあって、国内リストのカテゴリをIUCNレッドリストのカテゴリだとして書いてしまっていましたけれども、こちら修正していきたいと考えております。

こちらが今いただいたご質問への回答となります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

柴田委員、主査をご担当されたかなと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、本件ご説明に対して何かご質問等々ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 鋤柄です、すみません。今、気がつきました。

最後に映していただきましたドラフトへの助言対応表の2番です。Chalan Beelにおける希少種に対する対応のところで助言対応の4行目です。「周辺において生息や営巣が確認された際には、工事の停止」云々というふうに記述になっていますが、レビュー方針案の該当の(3)の2)の生態系のところ、この「影響を最小化する緩和策をとる予定」の下3つ目のチェックでは、絶滅危惧種の「営巣や産卵」になっています。助言対応表のほうでは生息というふうに広く表現されているので、恐らくこの「生息」は「産卵」の間違いだと思いますけれども、そこは修正をお願いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

小椋委員、続けてどうぞ。

○小椋委員 すみません、ちょっと聞き漏れましてしまったことを1点。

4)に経済分析と財務分析をしておられて、内部収益率を求めておられるのですが、この旅客運賃ですが、それは十分バングラの方の収入で払えるものなののでしょうか。やはり人の移動を支える公共交通機関の運賃なので相場観を知りたいと思っています。

○原嶋委員長 吉田さん、いかがでしょうか。産卵の言葉とあと運賃の妥当性の問題、お願いします。

○吉田 鋤柄委員からご指摘いただいた点、まさにおっしゃるとおりで、すみません。助言対応結果のところより広く読めるかたちで書いてしまった我々のミスですので、こちらは修正してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

もう一つ、小椋委員からいただいたご指摘の、国鉄の料金収入というところでございます。こちら、基本的にはバングラデシュ国鉄の運賃というのが政治的にある程度低く抑えられており、経済成長でいろんな物の値段等が上がっている中で運賃をあげると、国民の皆様からの心理的な抵抗を

含めた反発も強いということもあって、実態としては本来取るべき運賃よりも低い運賃で今サービスが提供されています。そういった環境もあるのでバングラデシュ国鉄は、財政的なところで恒常的な赤字が続いていることが問題点です。この恒常的な赤字自体は政府が全て補填しています。国鉄が独立採算ではなく政府からの補助金をあてに運営されている点は問題ですが、他方サービスの受益者である実際の旅客にとっては比較的払いやすい運賃で設定されているのが実態です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

小椋委員、よろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、よくわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ほかいかがでしょうか。特にないようでしたら環境レビュー方針の説明ここで終えたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

特にないようですので、これで環境レビュー方針の説明を終えたいと思います。吉田さん、どうもありがとうございました。

○吉田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、続けて今後の会合スケジュールの確認を事務局からお願いします。

あわせてその他、もしありましたら事務局からお願いします。

○小島 審査部の小島です。

まず次回のスケジュールは、もう9月になります。4日の月曜日、変わらず2時からでJICA本部ですが、同じようにハイブリッドで開催したいと思っております。これについて、特に予定はお知らせ済みなので問題ないと思いますが、その他のところで私のほうから1点ご説明させていただきたい点がありますので、委員長よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、小島さん、よろしくお願いします。

○小島 はい、ありがとうございます。

前回及び前々回7月、それとその前の1月において、松本委員からミャンマーティラワのSEZ事業において、公開されているモニタリングレポートをご覧になったということで指摘がありました。私が答えられなかった点がありますので、当方で確認した事項をいくつか報告させていただきたいと思います。投影する資料などはございません。

松本委員からモニタリングレポートを、今ティラワSEZのホームページで公開されているんですが、そこをご覧になってこういう記載がありました。There is no PAH is agreed and received compensation.というふうに書いてある文章があったんですが、これは一体どういう状況なのかというご指摘がありました。

調べた結果、モニタリングレポートの当該期間中、つまり2020年の9月から2023年3月の間に新たに合意に至った影響世帯はなく、また新たに補償を受け取った世帯もないという意味でございます。今現在モニタリングレポートの対象となっている地区において、土地問題はないというようなところを意味するということでございます。

もう一つ、松本委員から指摘があったのがモニタリングレポートの中に苦情処理についての記載がありました。そこに、グリーバンスメカニズムの中で苦情が申し立てられ、解決したと記載があると。これは、どのような内容か、適切に解決したことをJICAとして確認しているか、という質問が松本委員からあったものでございます。

ということがあったかということ、2021年1月にMJTD、ティラワSEZの運営団体なんですけども、水路整備工事を行ったようです。それによって近辺の水田が影響を受けてしまったという苦情を受けたものでございます。苦情を受けて、同じ年の、つまり2021年7月にMJTDが作物の補償を行うことにその当該申立人と合意しまして、申立人は同じ年の7月、つまり半年程度で補償を受け取ったというところでございます。

私たち自身の受け止めなんですけれども、問い合わせ、つまり苦情が行われたところから半年程度で苦情を行った人に対して補償の交渉、それと支払いが行われていることを考えると、適切にやり取りが為されたのではないかというふうに考えています。今日、松本委員、残念ながら欠席されていますが、この議事録は取っていますので議事録の案ができた段階で、松本委員にこのように助言委員の皆さんに小島から説明したと報告する考えでございます。

小島から以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

今の件、何かご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

松本委員に対しては、今ご指摘のとおり議事録を通して過不足なくお伝えいただくようによろしくお願いします。また何か質疑があれば、別の機会にということになろうかと思えますけどよろしくお願いします。今日ご参加の委員の皆様、何か確認しておきたい点ありましたらご発言いただきますので、遠慮なくどうぞ、サインを送ってください。

特にないようですが、松本委員につきましてはまた議事録を確認していただいた後、別の全体会で何かご発言をいただくことであろうかと思えますけど、その時はまた審査部のほうで真摯なご対応をよろしくお願い申し上げます。それでは、いかがでしょうか。特にないようであれば、この件ここで締めくくりとしますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、全体を通して何かご発言ありましたら遠慮なく頂戴いたしますので、サインを送ってください。本日ご発言いただいておりますのは、谷本委員、寺原委員、そして二宮委員ですか。もしご発言ありましたら遠慮なく、サインを送ってください。

どうぞ、谷本委員、お願いします。

○谷本委員 はい、谷本です。

先ほどのバングラデシュの件で、貝増委員とか小椋委員が指摘されていまして、もうあえてコメント、質問しませんでしたけれども、代替案のところの数値ですね、ABCの値と、それから総合評価の数値、これは申しわけないですけどもう一度きちんと見直して整理をしていただきたいと思います。

以上です、ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。もしご発言ありましたら頂戴いたします。

○二宮委員 原嶋委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、二宮委員、どうぞお願いします。

○二宮委員 本日の議論に関して、追加のコメントはございません。

○原嶋委員長 わざわざありがとうございます。

代替案の検討についての数字の正確性の問題は直していただくとしても、その評価についている

いろその都度今後も議論が出てまいりますので、ご指摘いただきたいと思います。

事務局のほう、何かございますか、追加で。

○小島 はい、審査部の小島です。

特にはないので、大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは最後になりますけども、何かご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。それでは特にはないのであれば、第151回の環境社会配慮助言委員会の全体会合をこれで終了させていただきます。

本日はどうもお暑い中、ありがとうございました。

閉会 15:52